

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 20 年 6 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

市川市中小企業融資制度審議会の委員である議会の常任委員会の委員長について、当該常任委員会の名称を実態に即して改める必要があるため、市川市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成20年3月31日

市川市長 千葉 光 行

市川市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 19 号

市川市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
市川市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成 20 年条例第 18 号）の
一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「民生委員会」を「総務委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。